

第 1 回
環境保全型農業直接支払制度に関する
第三者委員会

令和 7 年 8 月 1 日

農林水産省農産局

第1回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和7年8月1日（金）

15：00～16：49

場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - （1）委員長選任
 - （2）第3期環境保全型農業直接支払制度の概要
 - （3）第3期環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の進め方
 - （4）第3期における地球温暖化防止効果測定手法
 - （5）第3期における生物多様性保全効果測定手法
 - （6）令和6年度グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査委託事業の概要
 - （7）令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況
 - （8）その他
4. 閉会

午後 3 時 0 0 分 開会

(事務局) 皆様おそろいようですので、令和 7 年度第 1 回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を始めたいと思います。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、農業環境対策課の廣瀬と申します。

議事に先立ちまして、農業環境対策課課長の松本より御挨拶させていただきます。

(事務局) 農業環境対策課長の松本と申します。

委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶いたします。

皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、オンラインでの開催となります。少し皆様に御不便をお掛けすることもあるかもしれませんが、御協力のほどよろしくをお願いしたいと思います。

まず、4 月に食料・農業・農村基本計画、これ閣議決定されました。その中でも環境への負荷の低減の促進というのが記載されております。そういう状況の中、本交付金で御支援していく環境保全型農業というのはより重要なものというふうになってきているというふうを考えているところでございます。

この交付金ですが、5 年を第 1 期ということで支援しておりますが、令和 6 年度に第 2 期の最終評価の取りまとめにいろいろと御意見を頂いて取組の評価を行うことができました。誠にありがとうございます。

令和 7 年度より第 3 期が始まっておりますけれども、取組の効果の算定手法、これを検討する時期というふうになってございます。ということで、今回の委員会では、第 2 期の実施状況を踏まえた取組の効果算定手法について御意見をお伺いしたいというふうを考えてございます。また、集計作業中の速報値ではありますが、令和 6 年度における全国での実施面積、これが 9 万 615 ヘクタールということで、令和 2 年度と比較して 1 万ヘクタール近く、9,826 ヘクタール増加してございます。有機農業についても、令和 2 年度から 3,645 ヘクタール増加ということで、令和 3 年にみどりの食料システム戦略が策定されましたが、こういった取組の後押しもあり、着実に取組が進んでいるというふうに思っております。本交付金を通じました環境保全型農業の更なる推進に向けて、委員の皆様より様々な角度から御意見を頂いて、第 3 期の検討を進めていきたいというふうを考えてございますので、引き続き皆様方にはお力添えをお願い申し上げたいと思います。

開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございました。

それでは、本日出席の委員の皆様を五十音順に紹介させていただきます。

東京農業大学応用生物科学部教授の犬伏委員でございます。

(委 員) 犬伏です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門農業生態系管理研究領域領域長の久保委員でございます。

(委 員) 久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 同志社大学商学部特別客員教授の岡委員でございます。

(委 員) 岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議代表理事の星野委員でございます。

(委 員) こんにちは、星野智子です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 次に、宮城大学副学長・食産業学群教授の三石委員でございます。

(委 員) 三石です。今日はよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

本日は、明治大学農学部教授の市田委員、農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員におかれましては、御欠席との連絡を頂いております。

当省側の出席者については、お手元の資料を御参照いただきますようお願いいたします。

なお、生産振興審議官の佐藤が出席予定でしたが、別件により欠席となっております。

続きまして、資料を確認させていただきます。事前にお送りいたしました資料を御確認ください。

まず、最初に議事次第、出席者一覧、配付資料一覧がございます。以降は資料番号を付しておりますが、資料１－１としまして「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱・実施要領」の抜粋版です。次に、資料１－２としまして「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会設置要領」、資料２－１としまして「環境保全型農業直接支払交付金について」、資料２－２としまして「第３期（令和７年度～）における前期からの見直し内容」、資料３としまして「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の進め方（案）」、資料４－１としまして「第３期における地球温暖化防止効果測定手法」、資料４－２としまして「第３期における水質保全効果測定手法」、資料５としまして「第３期における生物多様性保全効果測定手法」、資料６としまして「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急

調査事業について」、資料7としまして「令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（暫定値）及び令和2年度からの推移」、資料8としまして「行政事業レビュー公開プロセスの結果概要」、追加資料としまして、「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会提出意見」、参考資料1、2として「令和7年度取組の手引き」、「地域特認取組の一覧表」がございます。もし、不足している資料がございましたら、お知らせ頂きたいと思います。

次に、幾つか注意事項がございます。

委員の皆様方におかれましては、通信環境の確保のため、御発言の際以外はビデオ及びマイクをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。御発言される場合には、ビデオをオンにした上で、画面に向かって挙手をお願いいたします。

本日の会議は公開の会議です。資料及び議事録も原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言の委員の名前は伏せた上で、後日公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様のご通信や音声等にトラブルが生じた場合はチャットでお知らせいただくか、事務局まで御連絡をお願いいたします。

オンラインで傍聴の皆様におかれましては、カメラとマイクをオフにして参加いただき、御発言、会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合はオンライン会議室より退室いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。

なお、事前にお知らせしておりますとおり、冒頭のカメラ撮影、画面キャプチャーはここまですといたします。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、委員長を選任に移らせていただきます。

第3期第1回目となります本委員会について、資料1－2にあります設置要領の定めにより、委員の互選により委員長を選任することとなっております。

委員長として立候補あるいは推薦される方がいらっしゃいましたら画面に向かって挙手をお願いいたします。

よろしくお願いします。

（委 員） 犬伏ですが、よろしいでしょうか。

委員長として前年度まで委員長を引き受けていただきました三石先生が引き続き適任と思います。御推薦申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。

ただいま三石委員を委員長に推薦する御意見を頂きました。他の委員の皆様はいかがでしょう。

(委員) 賛成です。

(事務局) ありがとうございます。

異議がございませんので、三石委員に委員長をお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事運営は三石委員長をお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもあり、三石委員長のインターネット接続に問題が生じた場合は事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは三石委員長、よろしくお願いいたします。

(委員) 宮城大学の三石です。改めまして、今日はよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

議題の二つ目、第3期環境保全型農業直接支払制度の概要について、資料2-1から資料2-2まで続けて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、事務局の農業環境対策課、香野から御説明をさせていただきたいと思います。

資料の2-1を御覧ください。まず、簡単に交付金の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目でございます。現行の環境保全型農業直接支払交付金ですが、平成27年度多面法の施行からスタートいたしまして、令和7年度から第3期がスタートしたところでございます。また、ページの下部に、本年4月に閣議決定をされました食料・農業・農村基本計画を掲載しておりますけれども、こちらにおいて2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすることとされております。

新たな交付金の制度設計のため、委託調査事業を実施しておりますので、こちらは後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

続いて、4ページでございます。制度の概要でございます。農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施するものでございます。

交付単価につきましては、各々の取組に係る、掛かりまし経費を基に設定をしているところでございます。

続いて、9ページを御覧ください。本交付金の実施面積なんですけれども、令和5年度時点で約8.7万ヘクタールとなっております。令和元年度以降、実施面積は増加しているところがございます。令和6年度実績の暫定値につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

最後に12ページでございます。昨年の第三者委員会において、第2期最終評価を取りまとめたところでございます。本交付金の取組によって地球温暖化防止効果や生物多様性保全効果が発揮されていることが明らかとなっているところでございます。第3期対策においても、これらの環境保全効果の評価を実施したいと考えております。具体的な評価の方法については、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

続いて、資料の2-2でございます。第3期における前期からの見直しの概要について御説明をさせていただきます。

まず、有機農業の拡大に向けて、単収が低く不安定な移行期を重点支援することとし、交付単価が1万2,000円から1万4,000円に引き上がっております。堆肥、緑肥の施用に当たっては、水田からのメタン排出量削減に配慮した取組を合わせて実施することを追加しております。総合防除、炭の投入について、全国共通取組として新たに設定しています。最後に、長期中干しや冬期湛水管理など水管理を伴う取組については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、多面的機能支払交付金へ移管しています。

本資料の御説明は以上になります。ありがとうございました。

(委 員) ありがとうございました。

今まで制度の概要について御説明いただいたということになります。この概要についてはよろしいのではないかなと思います。では、よろしいでしょうか。

特に概要として問題なければ、次に三つ目の議題という形で、内容に入っていきたいと思いますが、第3期の環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の進め方、これについて事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料3、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会（第3期）の進め方について説明をさせていただきます。

1番としましては、第三者委員会による点検・評価ということで、第2期までと同じく交付

金の交付等要綱、実施要領に基づいて中立的な第三者機関を設置しますと。その中で点検・評価を行っていきますというところになっております。

続いて、第3期の評価の視点ということで記載をしております。一つ目が施策の点検、こちらについては実施市町村数の増加しているかであったり、実施件数、実施面積が増加しているかどうかについて評価の視点を持っていくというところで記載をしているところでございます。

効果の評価につきましては、後ほどの資料で御説明させていただきますが、地球温暖化防止効果であったり、生物多様性保全効果の各取組での効果についての評価を視点として考えておるところでございます。

3番目については、制度の現状・課題整理ということで、現状の環境保全型農業直接支払交付金の課題などを整理した上で、新しい環境直接支払交付金制度につなげていきたいというところで考えて整理をしたところでございます。

詳しくはこちらのスケジュールの方を見ていただけたらと思いますが、令和7年度については、本日の委員会の方で環境保全型効果評価方法を検討いただくというところで記載をしております。続いて、今年度中には新たな環境直接支払交付金の担当部署も交えて、第三者委員会からの意見をまとめたものを提出していくような流れで考えておるところでございます。

令和8年度においては、現行の環境直接支払交付金制度においては、第3期の最終評価の骨子案の方を作っていくような流れというふうに考えております。8年度中には新たな環境直接支払交付金の制度に関する御説明を頂く場を設けながら、令和9年度になつては第3期の最終評価を取りまとめて公表していくというふうなスケジュールで考えているところでございます。

簡単であります、資料3、第3期の進め方についての説明を終わらせていただきます。

(委員) ありがとうございます。

それでは、概要から含めて御説明いただきましたので、ただいま御説明があった内容につきましては、御質問、御意見等があれば是非お願いいたします。

今の段階ではよろしいでしょうか。先へ進んだ後にまた少し戻っていただいても構いませんので、いかがでしょうか、取りあえず。

大久保委員、お願いします。

(委員) つまらない質問になると思うんですけども、令和9年度から始まる新しい交付金の制度ですけれども、これは名前はこれで固まっているんですか。それとも仮という形でしょうか。

(事務局) お答えいたします。環境バイオマス政策課の表谷と申します。

名前についてはまだ仮でございまして、今後制度検討の中でこの制度の名前自体も決まっていくなものというふうに考えてございます。

以上になります。

(委員) ありがとうございます。了解しました。

(委員) よろしいでしょうか。ほかに御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に関連する議題ですので、第3期における地球温暖化防止の効果の測定手法、第3期における生物多様性保全効果の測定手法について、事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料4-1から4-2、資料5まで御説明をさせていただいた後に、御質問等頂けたらと考えております。

まず資料4-1、第3期における地球温暖化防止効果測定手法について説明をさせていただきます。

第3期における地球温暖化防止効果測定手法の方針(案)ということで、用意をしております。大きな流れとしましては、第2期の地球温暖化防止効果測定手法の流れを踏襲した上で、考え方を示しておるところでございます。基本的には有機農業であったり、堆肥の施用、緑肥の施用については土壌への炭素貯留効果を算定していくという考え方でございます。これは第2期までと同じというところでございます。第3期からは主作物が水稻である場合は、メタン排出削減対策を要件化したところから、その分の温室効果ガスの削減量についても算定していくというところがポイントとなっております。ところでございます。

では、下側の表の上側から説明をさせていただきます。全国共通取組として有機農業、こちらは第2期までの評価の仕方と変更なしということでございます。堆肥の施用については第2期から第3期に移行したタイミングで堆肥の最低投入量を引き下げたことがありますので、単位当たり温室効果ガスの削減量も下方修正をしていくように計算をしております。緑肥の施用については第3期からカバークロップ、リビングマルチ、草生栽培を緑肥の施用一本化しておりますので、それに応じて単位当たりの温室効果ガス削減量についても補正をしていくというところで資料を用意しております。炭の投入については、単位当たりの温室効果ガス削減量第2期までの評価と同じものを使っていくという考え方で変更なしでございます。

下側はメタン排出削減対策ということで、基本的な考え方は第2期までと同じで、インベントリの直近の標準的なメタン排出量と文献による削減率、これを掛け算したもので削減量を算出していくというところでございます。

それでは、細かい説明の方に入らせていただきます。こちら参考資料として、第2期までで地球温暖化防止効果の取組の評価手法について記載をしております。

算定手法、有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用というところになりますが、こういった取組については農研機構さんの土壌のCO₂吸収「見える化」サイト、こちらを使わせていただいた上で、炭素貯留効果について算定したものを第2期までで算定したものを使っていくという考え方でございます。

先ほど御説明したとおり、第3期からは堆肥の最低投入量の引下げを行っておりますので、それに伴って単位当たりの温室効果ガス削減量についても下方修正をするという必要がございますので、こちら資料で御説明をさせていただきます。

第3期からは水稲においては10アール当たり1トン以上だったものが、10アール当たり0.5トン以上、水稲以外については10アール当たり1.5トン以上だったものが、10アール当たり1トン以上、こういう引下げを行っているところでございます。日本の耕地面積のうち約76%を低地土と黒ボク土が占めておりますので、これら二つの土壌で「見える化」サイトを使って炭素の土壌炭素貯留効果について算定したところでございます。

水稲と水稲以外というカテゴリーになっておりますので、水稲は水稲での算定、水稲以外としては小麦を代表として選定して試算をしたところでございます。

まず水稲については、堆肥を1トン入れた場合であればこれぐらい、堆肥を0.5トンであればこれぐらいということで、投入量が変わったことによって、47%に温室効果ガス削減量が減りましたという結果が出ております。

小麦については、1.5トン投入した場合と1トン投入した場合ということで試算をしたところ、単位当たりの温室効果ガス削減量については54%に減少ということが計算が出ております。

これらの作物別の減少率について、令和7年度、堆肥の施用における取組面積を集計した後、水稲と水稲以外の面積を計算して、それらを加重平均したものを最低投入量の見直しでどの程度温室効果ガスの削減量が下がるのかというところを算定していきたいという考えでございます。

この平均減少率を第2期で用いておりました堆肥の施用による単位当たり温室効果ガス削減量、これが2.42トンでございましたが、それと掛け算したものを第3期における堆肥の施用の単位当たり温室効果ガス削減量として採用したいという考えでございます。

続きまして、緑肥の施用でございます。こちらは第3期からは三つの取組を一本化ということでございます。カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、これらについては全て緑肥の

施用という形にしております。これに伴って単位当たりの温室効果ガス削減量についても補正していく必要があるということで、資料を用意しております。

カバークロップについては2.14トン、これが単位当たりの温室効果ガス削減量、リビングマルチが1.45トン、草生栽培は1.22トンということで、直近5年間の傾向をこちら表で示しておりますが、カバークロップで見ますと、年々おおむね減っているような形で見えております。リビングマルチについては、年々少しずつ増えているような傾向というところでございます。草生栽培につきましては、それら二つの取組に比べると、面積としてはごく僅かという傾向が見られておりますので、直近値であります令和6年度の取組面積を単純平均しますと割合がおかしくなりますので、それらの単位当たりの温室効果ガスの削減量と令和6年度の実施面積の加重平均を取りまして、第3期の緑肥の施用の単位当たり温室効果ガス削減量として採用したいというふうに考えております。加重平均した結果としましては2.00トン、こちらを第3期の緑肥の施用における単位当たり温室効果ガス削減量として採用したい考えでございます。

続きまして、炭の投入、こちらは先ほども御説明のとおり、第2期の評価と同じ算定手法で計算をしていきたいというところに入れておるところでございます。

ここからメタン排出削減対策ということで、今回から主作物が水稻の場合は、堆肥の施用であるとか緑肥の施用を取り組む場合には要件として実施いただくものの一つになりますが、まずは長期中干しでございます。算定対象としましては、メタン排出削減対策である長期中干しと、滋賀県での地域特認取組、樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し、これら2件について計算をしていくように考えております。

標準的なメタン排出量については、2025年日本国温室効果ガスインベントリ報告書から算定をしておるところでございます。ここから文献値を採用して第2期までと同じく、この取組によるメタンガスの削減率というものが30%という文献が出ていますので、そちらを採用して長期中干しによるメタン削減率については30%と仮定して削減量を算定したところでございます。

続きまして、秋耕に移らせていただきます。考え方としては同じく標準的なメタン排出量と削減率を掛けたもので削減量を算出していくという考えでございます。第3期からは農業環境対策課の土壌班の方で実施しております農地土壌炭素貯留等基礎調査、この結果、令和6年度までの結果を用いて少なくとも秋耕の取組により、メタンの排出が10%削減されたという知見が出ておりますので、それに基づいて10%と仮定したもので計算をしたところでございます。削減率を10%で算定したものが秋耕によるメタン削減量ということで、表の方を入れたところでございます。

続きまして、湛水不実施でございます。こちらは第3期から新たに要件として実施いただくものと。過去に取組等で出てきたものではございません。湛水不実施については、水田であるものの前年に湛水を行わずに畑作等を行っていただいたものでメタン排出を抑えていこうという取組でございます。考え方としましては、標準的なメタン排出量については、同様にインベントリからの数字を拾ってくるというところと、湛水不実施の効果についてはI P C Cガイドラインから係数を拾って計算をしていくという考え方で、前年、湛水をしていない田についての係数と前年に湛水をしている水田という係数を計算したところ0.66と、削減率にすると34%というところで採用していきたいというふうに考えておるところでございます。

ここから地域限定のメタン排出削減対策2件でございます。先ほどまでの3件については全国共通で選んでいただけるメニューではございますが、こちらから北海道、山形県については地域限定でメタン排出削減対策を選んでいただけるようになっておるところでございます。

まず北海道の稲わらの秋搬出については、標準的なメタンの排出量については同様にインベントリからのデータを持ってきます。北海道での試験場での結果に基づいて、秋に稲わらを出すことによってメタン発生量が62%削減できたという実験結果がございますので、それを採用して参考資料として計算をしたところでございます。こちらについてはI P C Cガイドライン等での示されている方法ではございませんので、あくまで参考試算ということで表の方は入れておるところでございます。

続きまして、山形県の稲わら腐熟促進資材の施用になります。こちらも標準的なメタン排出量と削減率を掛けたもので計算をしていく考えでございます。第2期までは地域特認取組としてI P Mと組み合わせた稲わら腐熟促進資材の施用ということで山形県で取組が行われたものでございます。こちら第2期の方でも参考試算として22%の削減率を採用されて計算をしたところでございます。第3期においても同じ考え方で22%で採用して参考試算として計算をしていきたいと考えているところでございます。

こちらが第2期の地球温暖化防止効果の評価として、第2期の最終評価の方の資料を再度添付しておりますので、また御確認いただけたらと思います。

こちらで資料4-1が終わりまして、続いて資料4-2に移らせていただきます。第3期における水質保全効果測定手法になります。

こちらの取組については1件のみということで、滋賀県の地域特認取組になります。樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干しということで、第2期から第3期に変わるタイミングで少し内容が変わっておりますが、頭に付いております樹脂製被膜を用いないという

点が2期から3期への変更点となっております。もともと樹脂製被膜を用いないという言葉は付いていなくて、プラスチックでコーティングされた緩効性肥料の利用もされていたところではございますが、プラスチックコーティングされた緩効性肥料は使わないということで樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干しという取組に変わっております。

水質保全の考え方につきましては、第2期で評価した算定手法と同じものということで、全窒素流出負荷量の削減ということで、こちらの表を入れておるところでございます。長期中干しについては、同様にメタン排出削減効果については、先ほどの資料のとおり、推計をしていくというふうに考えておるところでございます。

続きまして、資料5です。第3期における生物多様性保全効果測定手法について説明をさせていただきます。

第3期における生物多様性保全効果調査の考え方についてですが、基本的なところにいきますと、後ほど御説明をさせていただきますが、環境バイオマス政策課さんの方で実施されますグリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査委託事業の中で、生物多様性保全効果の調査を実施するとのことで、もともとはそちらの調査結果の方を共用させていただいて、本交付金の方でも評価の方を実施したいというふうに考えておったところではございますが、こういった天候であったり生物を相手にする調査ということで、不測に備えて当課、担当する課の方でも幾らか生物調査の方を実施するというところがございます。

こちらが今回調査をするエリアでございます。農業環境対策課の調査といたしましては、水稻と果樹で調査を実施する予定としております。水稻については有機農業、殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培、そして総合防除、この三つの取組でございます。果樹についてはリンゴで総合防除の取組に対して調査を掛けます。地域については、都道府県さんの御協力を頂けた、御了承いただいたという地域で調査の方を実施していくように考えております。調査手法については第2期までのマニュアル、農研機構さんのマニュアルに基づいて調査を実施していくように考えておるところでございます。

下側の表に環境バイオマス政策課さんの調査予定について記載をしておりますが、後ほど詳しく御説明の方をさせていただきますので、こちら表の方は割愛をさせていただきます。

続きまして、調査スケジュールでございます。こちら農業環境対策課の方で準備を進めております生物調査に関するスケジュールを記載しております。4月に都道府県さんの方への調査依頼を掛けて、4月末に調査に関する御説明を終えて、5月末から水稻及びリンゴで調査の方を実施しておるところでございます。おおむね10月末頃をめどに調査結果の御報告を頂く予定

というところで、取りまとめ次第、改めて第三者委員会での御報告をしたいというふうに考えておるところでございます。

残りは調査に関する注意書きということで、資料の方を付けておるところでございます。

資料４－１から５まで御説明の方、駆け足ではございますが、以上で終わらせていただけたらと思います。

(委 員) ありがとうございます。

説明の対象となる資料が多少多かったので、じっくり見ていただければと思います。質疑を受けたいところですが、その前に今日御欠席の委員の方から、ご意見が出されているということですので、その意見を私の方から御紹介したいと思います。

まず、小谷委員の方の意見です。小谷委員からは、三つご意見が出ております。

一つは稲わらの秋搬出について、圃場から持ち出された稲わらは有効利用されているのかどうか。稲わらの秋搬出は耕畜連携として畜産農家と連携が図られているのかどうか。全体集計したところ、令和２年度と比較して令和６年度の本交付金の取組農業者が減っている中、一部の都道府県において取組農業者数が増加している理由は何かと、こういったご意見です。

それからもう一つ、温暖化の防止策として長期中干し、秋耕、湛水不実施、稲わらの秋搬出（北海道）、稲わら腐熟促進資材（山形県）などが示されていることは理解しました。一方でメタンガスの排出量は地域や圃場によって数字が違いうようで、特に生き物を大切にする観点から疑問視する声もありますが、公平性を保つにはどのようなことを考えておられますか。例えば逆に、生物多様性を担保するための支援制度を作ることなどは考えられないでしょうかと、こういったご意見が出ております。

それから、もう一人御欠席の市田委員からも二つご意見が出ています。

こちらは堆肥の施用について、堆肥にも種類がいろいろあるが、こういったものが対象となるのかと、これが一つ目です。

それから二つ目として、堆肥を圃場に施用することにより、地域ごとにメタンガスの発生量なども異なってくると思いますが、その点について考慮しているのかどうか。

これが今日御欠席の委員からのご意見です。以上のご意見について、現段階で事務局から回答はございますでしょうか。

(事務局) 御紹介ありがとうございます。

では、該当する箇所について御説明をさせていただきます。

まず、小谷委員から頂いた御意見について回答いたします。

1 点目について、稲わらの秋搬出について圃場から持ち出された稲わらは有効利用されているかという問いに対しては、北海道のホームページを確認をさせていただいたところ、北海道ではおよそ25%、圃場から出た稲わらの25%が圃場から搬出されている状況でございます。圃場から搬出される稲わらの利用は堆肥化、飼料、敷料、焼却などが上げられます。北海道では圃場から発生する稲わらの多くは圃場にすき込まれており、圃場から搬出される稲わらも堆肥化や飼料、敷料などとして有効に利用されていると考えられております。以上が1 点目でございます。

2 点目につきましては、稲わらの秋搬出は耕畜連携として畜産農家と連携が図られているのかという問いに対しては、北海道では圃場から発生する稲わらのうち、およそ15%が堆肥化、飼料、敷料として利用されております。堆肥化については、稲わら単独での堆肥化する場合と、家畜ふん尿と混合して堆肥化する場合があつて、15%の割合は不明ながらも、家畜ふん尿と混合して堆肥化している利用も一定程度考えられます。地域によっては圃場から発生した稲わらを飼料、敷料として3割以上利用している地域も見られております。圃場から搬出された稲わらの一定程度は畜産農家との連携により利用されていると認識しております。以上が2 点目でございます。

関係するところでいきますと、最後4 点目のところです。温暖化防止策としてというところで頂いた御質問に対しては、第3 期から主作物が水稻であり堆肥の施用や緑肥の施用などに取り組む場合は、メタン排出削減対策を要件化したところでございます。このメタン排出削減対策の中で長期中干しを実施する場合には、地域の生物層に応じて地域内に江の設置や中干しを実施しない水田の確保など生物保全の対策を検討することに努めるようにしております。また、第3 期からは冬期湛水管理や江の設置などは多面的機能交付金へ移管しており、生物多様性保全に資する取組を支援しているところでございます。

なお、冬期湛水や江の設置などについては環境保全型農業直接支払交付金から多面的機能交付金に移行しても、一圃場に対して一取組の支援としており、複数の支援は行えないものとなっております。

続きまして、市田委員から頂いた御意見に対しては、まず1 点目が堆肥の施用について、堆肥にもいろいろ種類があるが、こういったものが対象となるのかという問いに対しては、本交付金の支援対象としましては、C/N比10以上であることということを要件として求めていますので、こちらを守っていただくように指導しておるところでございます。

2 点目につきましては、堆肥を圃場に施用することにより、地域ごとにメタンガスの発生量

なども異なってくると思うが、その点について考慮しているのかという問いについて、堆肥の利用による温室効果ガスの発生は考えられ、第2期までの第三者委員会でもトレードオフの関係として対策が求められていたところとっております。第3期よりメタン排出削減対策として、主作物が水稻であり堆肥の施用や緑肥の施用に取り組む場合は、メタン対策を要件化しております。算定手法については第2期までの考え方を踏襲し、堆肥の施用による土壌への炭素貯留効果を算定し、メタン対策での削減量を算定しているところでございます。また、メタン対策は地域ごとの標準的なメタン排出量がインベントリ報告書に上げられており、標準的な堆肥等の投入量なども考慮されておるところでございます。

以上、事前に頂いた御意見に対する御説明ということで終わらせていただきます。

(委員) ありがとうございます。

それでは、御出席の委員の皆様から、ほかに御質問、御意見等があればこの場でお願いいたします。

よろしくお願いします。

(委員) 今の点と関わるんですけども、メタン対策の要件化というのはトレードオフの議論から出てきたと記憶していますが、そうすると、例えば緑肥入るとメタンが増えるかもしれないので、それを抑制するためにメタン排出削減対策を要件化するわけですよね。そうすると、温室効果ガスの算定のときにメタン排出削減対策による削減から、例えば緑肥を入れたことによるメタンの増加と差し引いたネットで評価するのが適当かと思えますけれども、そういうふうにはなっていないですよ、これ。

(事務局) ありがとうございます。

第2期のトレードオフの観点からも御議論が多々あったかと思いますが、堆肥の施用であるとか緑肥の施用、取組を行うことでのメタンガスの発生については、第2期の計算の仕方についても当時は炭素貯留効果として算定をしておったというところで承知しているところでございます。第3期においても、現状の計算においては第2期と同じもので算定しているところでございます。メタン対策については岡委員がおっしゃったとおり、トレードオフの関係であることから緑肥や堆肥の取組をすることでメタンガスが発生と、であればメタン排出削減対策を要件として実施していただくというところで、要件を入れているところでございます。計算としては緑肥を投入することによる炭素貯留効果として算定したところでございます。

(委員) 要件化だから、メタン対策も同時にやるわけですよね。

(事務局) そうです。

(委 員) そのメタン削減効果は緑肥による増加分は考慮しないということですね。

(事務局) 今回計算しているところでは緑肥による増加分については見ていないところがございます。

(委 員) 分かりました。

それ分かりましたけれども、そうすると、総合防除についてもトレードオフがあるという理解でいいのでしょうか。

(事務局) 総合防除についてはトレードオフはないんですけれども、総合防除は第2期までは地域特認取組でやられていた取組でして、地域特認取組の中で総合防除といわゆるメタン対策を組み合わせた取組としてそもそも実施をされていたものなので、全国に引き上げたときも同様の要件を課したというところがございます。なので、堆肥と緑肥はトレードオフの関係で要件化しているんですけれども、総合防除についてはこれまでの支援の連続性という意味で要件化をしているという、ちょっと意味合いが違うようになっています。

(委 員) 意味が違うんですね、分かりました。ありがとうございます。

(委 員) ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

(委 員) 星野委員、お願いします。

(委 員) ありがとうございます。

質問というか確認で、忘れてしまったので、第3期から一本化に緑肥の施用に三つを一本化したということですが、これってどういった背景だったのかなというのを思い出せなくて、もう一度お聞かせいただきたいんですが、聞いた趣旨は、これは有機農業者の皆さんにとっては便利になったというか、良くなったことなのか、そういったメリットなのかどうかということも確認したかったのでお伺いしました。

(事務局) ありがとうございます。

事務手続の簡素化というところが一つという点で、緑肥の施用の中にはカバークロップ、リビングマルチ、草生栽培と三つのものを一つにしましょうねというところなんですけれども、やっている内容自体はよく似た取組ということと、よく似た取組でありながら行政担当者、市町村であったり県職員であったり、そういったところの負担が大きくなると。どの取組でどれぐらいの面積をしたとか、そういったところも報告いただく必要がありますので、似通った取組でそれぞれの面積集計であったりとか、事務的な手続が煩雑であるとか、そういったところを緩和するということで一本化で緑肥の施用というところになっておるところでございます。

(委員) 分かりました。良かったです、それであれば。

以上です。ありがとうございました。

(委員) 大丈夫でしょうか。

そのほかにございますでしょうか。

犬伏委員、お願いします。

(委員) 今の星野委員のところに関係することですけれども、緑肥の中で特に草生栽培というのが面積的にも小さくて、これは果樹とかお茶中心の取組だったので、制度運用上、永年作物だから少し単年度での直接支払の制度にうまく乗らなかったんじゃないかなという気がします。その点はいかがでしょう。

(事務局) 御意見ありがとうございます。

犬伏委員おっしゃるとおり、草生栽培については基本的に果樹での取組が多く実施されているものと思います。おっしゃるとおり単年度ではなかなかその年、その年で種を買っていただいて、それを播種していただいてという取組になりますので、果樹とは相性がややもすると悪かったのかなという部分もあるかと思います。

(委員) 分かりました。

それでコメントなんですけれども、例えば総合防除の方で果樹でも長野県でこれから生物多様性チェックされますし、あるいは山梨県でも4パーミルという炭素貯留に対して県独自の取組をされておりますので、そういうものとの相互乗り入れというか、御検討いただければと思います。

それから続けて、小谷委員のおっしゃられた北海道のわらの持ち出しの件ですけれども、やはりこれは地力低下というか、土壌炭素の減少にもつながる可能性があると思いますので、そこら辺のところはきちんと検証される必要があるのかなというふうに感じましたので、よろしくをお願いします。

それから、もう二点ほど、山形の方の石灰窒素の件ですけれども、これも当然のことながら稲わらの腐熟でメタンを減らそうという、だけれども N_2O も同時に減らせる可能性があるもので、亜酸化窒素ですけれども、これが石灰窒素の持っている硝化抑制剤の効果でもありますので、ここら辺のところも総合的に検証されたいのかなというふうに思いました。

それから最後に、滋賀県を中心としてやられている樹脂製被膜を用いない緩効性肥料の取組ですけれども、これも事前ヒアリングで申し上げたように、滋賀県は琵琶湖を抱えているということで、かなり先進的な取組をされておりますので、これが新しい制度の中でうまく反映さ

れていくように期待しております。

以上です。ありがとうございます。

(委 員) ありがとうございます。

個別に詳細なフォロー、御指摘いただき本当にありがとうございます。

そのほかにごございますでしょうか。

大久保委員、お願いします。

(委 員) よろしくをお願いします。

生物多様性のところで、これまで第2期までやってきたような内容を踏襲されて効果検証されるということで、内容としては問題がないかと思うんですけれども、逆にこれまで2期やってきて3期も同じような感じでやられることで、新しい知見が得られる、そういうところはあるでしょうか。

(事務局) 御意見ありがとうございます。

新しい知見というよりは、今まで取組の調査をしていなかったような取組を調査してみたりとか、果樹、リンゴの調査の回数とか頻度については非常に少なかったので、そういった実績については作っていきたいというところがありまして、今回このような形で、滋賀県の地域特認取組での生物多様性の調査を行ったりとか、長野県でのリンゴの総合防除の効果を測っていききたいというところがありますので、今回こういったところで取組の方を調査をしていききたいというところで考えております。

(委 員) ありがとうございます。

目的がはっきりしているということで大変いいかと思えます。どうもありがとうございます。

(委 員) ありがとうございます。

2期10年やっていますので、次のステージへという形になるかと思えます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。取りあえずよろしいでしょうか。

それでは、次に六つ目の議題になりますが、令和6年度グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査委託事業の概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループの表谷と申します。よろしくお願いいたします。

今、資料の方を投影させていただいておりますけれども、グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業についてということで、これまでの御説明でもあり

ましたけれども、新たな環境直接支払交付金について令和9年度から実施に向けて検討しているところですが、その制度設計に向けて調査を行っておりますので、その概要を御説明させていただきます。

まず、調査概要についてでございますけれども、こちら令和6年度の補正予算の中で措置をさせていただいているというものになります。

事業の内容というところになりますが、小さくて申し訳ございませんが、中段辺りにございます事業内容というところを見ていただきますと、環境と調和した農業の主流化に向けた新たな制度の設計のためのデータ収集というところがございまして、この中に新たな環境直の設計に必要な各取組の環境負荷低減効果であったりとか、生産・経営面に係る導入リスク、コスト等の各データというものを農業者の方から直接データを収集させていただくというふうな事業になってございます。

次に詳細になりますけれども、まず調査対象の農漁業者の条件というところが一番上にございます。こちら新たな環境直接支払につきましては、今の基本計画等の中でも出しているのですけれども、みどりの食料システム戦略法の中で環境負荷低減の取組をしていただいている農林漁業者の認定をさせていただいているという制度があり、これをみどり認定と呼んでいます。この認定を取得している方を対象に令和9年度からの新たな環境直接支払を実施していきたいというふうに考えてございまして、こちらの調査事業につきましても基本的にはみどり認定というものを取得している方を対象に実施をしたいと考えています。また、調査段階ですので、みどり認定を取得する意向がある方も今回は対象にしています。

次に対象類型、対象品目と続いてございますけれども、こちらは現行の環境直接支払交付金と同じで、基本的に地目、品目、広く対象にしていきたいというふうに思っています。また、みどり認定というものになりますけれども、こちら畜産であったりとか、漁業、林業というところも対象になってございますので、今回調査対象として追加すべきという意見のあった、例えば畜産であったりとか、漁業というところも一部対象にして実施をしているというものになります。

スケジュールにつきましては一番下でございますけれども、令和7年度中の取組を対象として実施をしたいというふうに考えておりまして、年内に一度一定の方向性をもって取りまとめをしたいというふうに思っているところでございます。

次に、調査する取組内容というものになります。こちらにつきましては、先ほど御説明したみどり認定の対象取組というものが基本的にベースになります。大きく分けると三つのカテゴ

リーに分かれておりまして、まず調査対象取組の一つ目として、土づくり、化学肥料・化学農薬使用低減の取組を一体的に行う事業活動ということになります。こちらにつきましては、例えば有機農業であったりとか、栽培期間中の化学肥料・化学農薬の不使用の取組、また堆肥、緑肥の施用、あと総合防除といったものが対象になってまいります。

次に二つ目になりますけれども、こちらが温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動ということで、こちらにつきましては、例として秋耕であったりとか、長期中干し、また省エネ機械の導入とございますけれども、こちらは施設園芸等で化石燃料の削減に向けた機械の導入ということで、例えばヒートポンプ等の導入をしたりするような取組も調査の対象となっています。また、畜産の関係で言えば、家畜排せつ物の強制発酵、あと畜産のげっぷからメタンの排出削減をする取組として、例えばアミノ酸バランス改善飼料の供与であったりとか、バイパスアミノ酸等の添加等の、こういった畜産の取組も対象になるというものでございます。

最後に三つ目ですけれども、こちら上の二つ以外には当てはまらないんですけれども、環境負荷低減の取組として認められる取組というものが対象になっていまして、農林水産大臣が定める事業活動として告示に定められているものとなります。例としてはバイオ炭の施用、プラの資材排出・流出抑制の対策、また環境中への窒素・リン酸等の流出抑制といったものが対象になるというものでございます。

このページの小さく書いてある下の米印のところ二つございますけれども、まず一つ目として、この調査対象取組に指定しているもの以外でも各都道府県から新たに支援対象として提案のあったような取組についても調査対象としては検討したいというふうに考えています。

また、本事業で調査対象とする取組が、調査をしたからといって必ずしも新たな環境直接支払交付金の支援対象になるものではありません。この点は調査結果を踏まえて確定していきますので御留意いただければと思います。

次に調査項目になります。大きく分けて五つになりますけれども、特にポイントになりますのが、上の（１）と（２）の部分になります。

まず一つ目が、現行の環境直接支払交付金でも支援の対象になってございます取組に要する追加的コストというものになります。こちらは事業の活動ごとに慣行と環境負荷低減型の生産体系の比較をするということで、中身としては例えば農作業に係る労力であったりとか、使用する資材の種類・使用量の相違、必要経費の増加分というものを算出していくというものになります。

また、近年、肥料等の資材が高騰してございますので、こういった状況も反映しつつ、ここ

のコストの部分というのをもう一回しっかり取っていききたいというふうに考えています。

二つ目です。こちらが今回の新たな環境直接支払交付金のポイントになろうかというところですが、今回追加的コストに加えて、取組に伴う収量の不安定化とか、あと販売価格の低下等のいわゆる経営的なリスクといったところにも焦点を当てて制度設計をしていきたいというふうに考えてございます。これを取っていくというところが二つ目になりますけれども、こちら事業活動ごとに慣行と環境負荷低減型の栽培体系の下で、これを比較するということになりますけれども、特に収穫量であったりとか歩留まり、販売価格、販売ルートに要する経費等の相違点です。こういったところを踏まえて収量、販売価格低下の状況というのを算出して支援水準として加味していきたいというふうに考えています。

次に三つ目になりますけれども、こちら取り組む際、環境負荷低減の取組を行っていく際に、心理的なハードルであったりとか、取組をやっというかと決断した要因といったものを調査するというものになります。こちらは調査対象としてみどり認定者であったりとか、若しくは認定を取ろうとしている方に、この環境負荷低減型の生産体系に転換する動機、きっかけ、メリットをどんなふうに考えてやろうとしたのかというところであったりとか、逆にハードルとしてこういった不安があったというふうなところをインタビューさせていただいて、心理的な要因を体系化していきたいというふうに考えています。こちら体系化した上で、例えばナッジ的な政策手法につなげていければというふうに考えています。

次に四つ目ですが、取組の普及状況ということで、こちらは地方自治体の普及員等の方であったりとか、あとJAで営農指導されている方で、こういった方に各技術の普及状況であったりとか、現場での推進状況というところをヒアリングさせていただいて、面的な技術の広がりというところを把握していきたいというふうに考えてございます。

最後に取組による環境負荷低減効果ということで、温室効果ガス、水質、土壌、生物多様性といったところについて、文献調査と圃場での分析ということを踏まえて、各取組の環境負荷低減の効果があるというところを効果算定していきたいというふうに考えているというところ です。

最後に先ほど平川の方からも説明がありましたけれども、生物調査の関係、今回の第3期に向けた調査の部分というのをこちらの調査の生物多様性の調査も踏まえて検証していきたいということでございますので、こちらについても御説明をしておきたいと思ひます。

今、水田と畑というところを分けて生物多様性調査を考えておりますけれども、まず水田の方につきましては、調査時期として水稻植え付け後の中干し前の6から7月に実施ということ

で、現状もう実施をしているというところになっています。こちら調査地の選定条件ということで、基本的に北日本の地域の水田ということで、全部で42か所での調査ということで実施しておりますけれども、こちら委託事業で最初に調査対象の農家さんの協力の取付け等に時間を要した件もありまして、中干し前の実施ができるということが北日本に限定されてしまい、今回は北日本中心にやっているということになります。

調査対象になる各生物種については、記載のとおりということになります。

調査方法につきましても、見取り調査とか捕虫網、タモ網でのすくい取り調査、周辺環境調査、聞き取り調査をしていくということで、農研機構のマニュアルに沿って実施をしていきたいというふうに考えてございます。

畑の方につきましては、現在実施方法を検討しておりまして、秋を中心に実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

駆け足になりましたけれども、私からは以上となります。よろしくお願いします。

(委 員) ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあった内容について、御質問、御意見等があればお願いいたします。

犬伏委員、お願いします。

(委 員) 御説明ありがとうございます。

ただ、一部音声が途切れ途切れで、表谷さんの最後のところのところどころ聞き取れなかったんですが、例えば調査項目の、5ページ目ですかね、最後のところで文献調査・圃場調査と書いてあるところは、かなり今までも土壌からの温室効果については見える化サイトとか、あるいはいろいろな炭素関係の調査のデータを参考にさせていただいたんですが、今回新たに加わるところで、メタンのところだけ申し上げますと、温室効果のところでは畜産がかなりクローズアップされているように思いますが、例えば稲作ではメタンの割合44%で、牛のげっふ29%と畜産廃棄物8%、9%足すと水田に匹敵するような畜産関係があるんですが、この辺りのところの文献調査なり調査事業というのは、並行して進められる予定でしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

委託事業者の方とも検討しながらということになりますけれども、畜産の方についても基本的に文献調査中心になると思いますけれども、実施をしていきたいというふうに考えてございます。

(委 員) 分かりました。

それからもう一つは、上の（２）のところですけども、収量低下とかいろんなリスクがあるということも、これも含めていただいて、大変これ重要なところだと思います。やはり取り組む生産者がこのところは分かっていないと、やはり二の足を踏んでしまうというところもかなりあると思いますので、その点は是非しっかり取り組んでいただければと思います。この点は先ほどの畜産関係のところも含めてお願いしたいと思います。

以上です。

（委 員） ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

大久保委員、お願いします。

（委 員） よろしくをお願いします。

今回調査ということで、どういう取組を今後支援していくかというのはまた別な話だというふうには理解はしたんですけども、今の段階、例えば食料・農業・農村計画の中に書かれているような先進的な取組というのをどう定義するかとか、そこに関して具体的なアイデアとか検討事項というのはあるんでしょうか。

（事務局） ありがとうございます。

調査事業の今回御説明だけになってしまっていたので、その点がやや分かりづらかったかなと思うんですけども、実は食料・農業・農村基本計画の中で、この新しい環境直接支払というところ、実はもう一個それとセットで書かれている部分があって、それがクロスコンプライアンスというものになります。クロスコンプライアンスについては、令和６年度から試行的に実施しておりますけれども、農水省の全事業に対して環境負荷低減の最低限の取組を守ってくださいということで要件化するというものです。その最低限の取組に対して、その上で更にしっかりやっていくべき環境負荷低減の取組というところを基本的には先進的な取組としております。、これを踏まえ、調査事業の中で、普及がどのくらいあるか、普及されているかとか、コストとリスクや普及状況を調査し、支援水準として設定できるかというのを踏まえて最終的には制度の支援対象にすべきかを考えることになると思っていますところです。

（委 員） ありがとうございます。

最後あともう一点コメントですけども、最後の生物調査のところですけども、多分水田に関しては、これまでいろんな知見があって、どういう取組をすれば生物多様性が向上する、しない、希少な生物にとってプラスだというのはある程度見えてきているところはあると思うんですけども、畑作、果樹とかに関しては、まだまだ日本の知見というのは少なくて、何を

すれば生き物にとってプラスなのかというところはまだはっきりとエビデンスがそろっていないような状況だと思いますので、こういう調査事業でそういうデータがそろっていくと大変心強いと思いますので、調査の時期なんかも難しいとは思いますが、引き続きこういう調査を続けていただければと思います。最後コメントです。

(委員) 貴重なコメントありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に七つ目の議題、今日は議題が多いので、いかせていただきます。七つ目の議題で、令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) では、資料7の方を説明させていただきます。

令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況及び令和2年度からの推移ということで資料を作成しております。

今回の令和6年度の数字についてですが、8月末に日本型直接支払として多面、中山間、環直の公表をいたしますので、その日までは暫定値として今回掲載しております。

では、内容に入っていきます。

支援対象取組の実施状況ということで、実施市町村数、実施件数及び実施面積です。実施市町村数におきましては、令和6年度に本事業に取り組んだ市町村数は894市町村、全市町村のおおむね半数で実施しております。下のこちらの表では、実施市町村率を出しております。令和6年で52%、約半数が取り組んでいるということになっております。

取り組めていない市町村についてですが、幾つか聞き取りをしたところ、農業が中心産業ではないと。漁業であったり林業であったりの市町村でやられていると。また、ほかには、農業者の方が今年やりたいと言っても、市町村としては前年度から相談を受けていれば、予算を準備できるんですが、今年急にやりたいと言われても、なかなか受付が難しかったりという市町村も一部ではあったようです。

ということで、こちらからは今取り組まれていない市町村も含めて、説明会には参加していただいて、できるだけ多くの農業者の方に周知していただくようお願いしているところです。

次に、実施件数及び実施面積です。こちらの実施件数については、これは今事業に申請された件数、団体であったり個人であったりも含めた件数となっております。令和2年度からと比較して214件増加しており、実施面積については9万615ヘクタールということで、9,826ヘク

タール増加しております。この数値が令和5年と比較しても、件数でプラス124件、面積でプラス4,070ヘクタール増えております。

次に、支援対象取組別の実施面積です。令和6年度の実施面積を支援対象取組別に見ますと、地域特認取組が2万6,146ヘクタールということで、全体に占める割合が29%。次いで堆肥の施用の2万4,097ヘクタールの27%。次いでカバークロップ、有機農業の順となっております。

取組別実施面積を令和2年度と比較すると、堆肥の施用、リビングマルチ、長期中干し、秋耕、有機農業、地域特認が増加しております。この中で堆肥の施用につきましては、肥料等の高騰も一つの要因としてあるようですが、堆肥の活用が見直されてきて、認知が広がったという一面があるようです。

リビングマルチについてですが、こちらのリビングマルチは、カバークロップからリビングマルチへと取組を変えられた方がいると。主な理由としましては、やっぱり緑肥の種子が近年高くなってきているということで、カバークロップの場合は全面にまいて、それをすき込むんですけども、リビングマルチの場合は、主作物の間に、主作物、同時に横にまいて、主作物の収穫が終わると同時にすき込んでいくということにありますので、播種量の節約といえますか、そこが少なくできるということと、リビングマルチの場合は、主作物が終わったら、そのまますき込めるので、カバークロップのように主作物の後にまいて、また改めてすき込むということがない、手間が省けるというところは見直されて、そちらに移っているという話を聞いております。

長期中干し、秋耕については、特別な技術が必要ではないということもありますので、初めて本交付金等に取り組まれる方が、まず最初にこちらで取り組んで、この交付金を使っているというところも多くあるようです。

有機農業につきましては、有機農業の技術がある程度定着してきているということと、認知が広がっているということで、取り組まれる方が多くなっている。そこはこれまでに長くやってきていることでもありますので、指導者の方も大分増えてきているということで取り組まれる方が増えているようです。

地域特認取組については、これは各都道府県で地域の特性を生かした取組を設定しておりますので、そちらで取り組まれる方が多かったということになっております。

こちらに令和2年度と令和6年度の割合の比較を出しておりますが、全体的な面積はそれぞれ増えているんですけども、基本的には割合はほぼ変わらずの推移できていると。こちら、秋耕とか有機農業とか、やっぱりこちらは認知と取り組みやすさということで面積が増えてお

ります。

次に、作物区分別の実施面積になります。令和6年度の実施面積を作物区分別に見ますと、水稻が5万9,421ヘクタールということで、全体に占める割合が66%で最も多く、次いで麦・豆類の1万2,984ヘクタール。花き・その他の8,414ヘクタール、次いで、いも・野菜類、果樹・茶の順となっております。

作物別の実施面積、割合を令和2年度と比較しております。全体の実施面積は増加している中で、水稻が3%ほど減少しております。麦・豆類、いも・野菜類、果樹・茶の割合が増加しております。全体の割合としては、これも令和2年度から令和6年度まで、ほぼ変わらずの割合で推移しております。

次は地域ブロック別の実施面積です。この地域ブロックは農政局単位で取りまとめたものです。令和6年度の実施面積、地域ブロック別に見ますと、北海道が2万2,577ヘクタール、全体に占める割合の25%と最も多く、次いで東北が2万2,188ヘクタール、近畿が1万6,172ヘクタール、北陸が8,978ヘクタールの順となっております。

こちら令和2年度と推移を比較したグラフを作りましたが、ほぼ割合が変わらないまま、どのブロックにおいても同じぐらい面積は増えているということになります。

次に、地域ブロック別の支援対象取組別実施面積です。実施面積の最も多い北海道ブロックにおいて支援対象取組別に見ますと、堆肥の施用が7,859ヘクタール、これはブロック内に占める割合が35%と最も多いです。次いでカバークロップの5,536ヘクタール、リビングマルチ、地域特認、有機農業の順となっております。

また、東北ブロックの長期中干しは2,938ヘクタールと全国の78%を占めるほか、近畿ブロックの地域特認取組が1万1,798ヘクタールと全国の45%を占めております。

表の方は各取組別に並べております。

この表の見方ですけれども、こちらの今、合計の欄ですけれども、構成比、こちらはブロック別の構成比で出しております。合計のところが100%は横の括弧外の方ですね。括弧の方はこの取組別の割合で示しております。

次に、地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積です。こちらは先ほどもちょっと紹介させていただきましたカバークロップが大きく減っているということで、マイナスということで赤字表示されております。一方で、堆肥とかリビングマルチなどは大きく増加しているところです。こちらは先ほど説明させていただきましたとおり、リビングマルチへの移行が大きいということで上がってきております。

次に、地域ブロック別・作物区分別の実施面積です。令和6年度において実施面積の多い上位4ブロックを作物区分別に分けております。北海道においては、麦・豆類が1万9ヘクタール、ブロック内に占める割合の44%で、全国の約77%を占めております。次いで、花き・その他となっております。

東北においては、水稻が2万114ヘクタールの91%と最も多く、次いで、麦・豆類、花き・その他、いも・野菜類となっております。

近畿においては、水稻が1万5,043ヘクタールの93%と、これは全国の25%を占めております。次いで、麦・豆類となっております。

次いで、北陸においては、水稻が7,370ヘクタールの82%で全国の12%を占めております。次いで、花き・その他の順となっております。

次に、推進活動の実施状況になります。こちらは本交付金を取り組む際に、必ずこちらの①から⑫のうちのどれかに取り組んでいただくという要件となっております。この要件の中で最も取組が多いのが、⑨の中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施が26%と最も多くなっております。この理由は、中山間地、指定棚田地域でこの環境直接支払の取組をされた際に、この中山間地、指定棚田地域でこの農業生産活動をやっているということで、自動的に環直をすると、こちらがカウントされるということで、取り組まれている方が非常に多いということで出ております。

令和5年度から新設されました特定環境負荷低減事業活動実施計画認定、みどり認定というものですけれども、令和5年度の時点では5件の実施が報告されましたけれども、6年度においては15件。こちらはみどり認定の周知が少しずつ広まってきて、今、認定を取られている方がだんだん増えているというのが見えてきます。

次に、取組農業者団体の概況です。令和6年度の実施件数（取組農業者団体数）は3,369件、その団体の中に参加されている農業者数全てまとめて取組農業者数、2万2,487人となっております。取組農業者は令和2年度に比べて全国で853人減少しております。

主な要因としましては、やっぱり一番多く聞かれるのは、高齢化や人手不足による離農や取組の中止によるものと聞いております。なお、新規取組者や既存取組者の取組拡大により、面積は増加傾向にあるということになっております。

この中で滋賀県と岩手県が農業者数がちょっと大きく減少しているんですが、そちらの要因を確認しております。

滋賀県においては、令和2年度と比較して取組農業者が大きく減少しているんですが、背景

として、県の認証農産物、環境こだわり農産物というのに取り組んでおられる農業者が、ほぼこの環境保全型農業直接支払交付金にも参加していただいていると。その方たちがやっぱり高齢化で離農する方、取組をやめられる方が次第に多くなっているということで、人数が減っております。ただし、本事業において離農した農地については、担い手への集約が進んでいるということで、取組面積自体は、ほぼ横ばいで経過しているということになっております。

岩手県の方においては、特別栽培米の取組がやはりこの交付金に取り組んでおられるということで、そういうこともありまして、農業者の減少に同じように減少になっているということが聞かれております。

こちらで、先ほど小谷委員の質問にありました部分なんですけれども、令和6年度の交付金の取組農業者が減っている中、一部の都道府県では取組農業者が増加しているということで、その理由は何かありますかということで、先ほど質問を頂きました。その件についても聞き取りをしておりましたので、大きく増えたところをお聞きしておりますので、紹介させていただきます。

これは令和2年度と比較して100人以上増えている上位3県の状況を紹介させていただきます。

まず、山梨県です。令和2年度と比較して155人プラスになっております。こちらは令和5年と比較してもプラス51人と確実に増えております。状況としましては、令和3年度から地域特認取組として承認された交信攪乱剤による害虫防除と雑草を用いた草生栽培を組み合わせた取組及び低減割合の特例、化学農薬3割減の承認を中心として、毎年果樹を中心に取組農業者が増加しています。

また、令和6年度はJ Aフルーツ山梨の果樹部会で本交付金の説明会を開催。関心の高さから多くの農業者が参加した結果、山梨市では41名の取組者が増加しているということでした。

次に、兵庫県ですけれども、こちらは令和2年度と比較して、144人プラスになっております。兵庫県は令和5年度に対してもプラス55人というふうに農業者が増えております。そちら、理由としましては、兵庫県については令和2年度から令和6年度までの間にカバークロップの取組が拡大していると。東播磨地域の水稲栽培が牽引しており、明石市を管轄するJ Aあかしでは、緑肥作物へアリーベッチを用いた水稲栽培による米をブランド米として販売し、見える化ラベルの認定を受けるなど、地域ブランドの形成に取り組んでいるということです。

こうした取組は近隣市町村にも広がっているということで、令和2年度で約80人が本交付金の取組を新たに開始しているとか、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組

むオーガニックビレッジ宣言を行う市町村も多数存在していると。

特に丹波市では有機農業の取組面積が、令和２年度から令和６年度にかけて、およそ２倍に拡大し、本交付金の取組者数も令和２年度比で約50人増加していると。さらに、丹波市においては有機農業の取組拡大の背景として、市立の農業高校で農の学校が設置されており、同校の卒業生の約60％が丹波市内で就農するなど、地域内での有機農業の担い手育成に貢献しているということが上げられております。

次に、山形県ですけれども、こちら、令和２年度と比べてプラス121人。令和５年度と比較してもプラス45人増加しております。山形県においては水稻の主要品目として、はえぬき、つや姫及び雪若丸などが近年増加傾向にあると。つや姫においては栽培基準を有機栽培米、特別栽培に限定して作付けが行われており、特別栽培農作物の取組面積は、つや姫の作付拡大や本交付金の取組拡大により、農業者数は減少傾向にあるものの、取組面積は横ばいで推移していると。

本交付金については、特別栽培農産物に取り組む農業者への周知や環境保全型農業に取り組む意欲的な農業者が慣行栽培米から特別栽培米へ移行したことに伴い、本交付金の地域特認取組の一つである I P Mを活用、取組者数は増加傾向にあるということで、傾向をお聞きしております。

次に、地球温暖化防止効果についてですけれども、本交付金における地球温暖化防止効果が期待される取組について、慣行栽培と比較した温室効果ガス削減量の算定を下表のとおりにしております。

令和６年度の取組による温室効果ガス削減量は、実施面積から堆肥の施用が５万8,315トンと最も多く、次いで、カバークロップの３万4,306トンとなっております。全体としましては17万4,072トン。これは令和５年度の17万48トンに比べ、約4,000トン温室効果ガスが削減されたということが出ております。

こちらの単位当たりの温室効果ガス削減量の単位については、これは昨年度までの単位を使って、６年度の実施面積にかけて温室効果ガス削減量を算定しております。

先ほどから、農業者数が減っているけれども、面積はどうだということがちょっとありますので、一番最後のページに令和２年度から令和６年度までの実施面積の推移を掲載しております。

以上になります。

(委 員) どうも御説明ありがとうございました。せっかく小谷委員から良い質問を頂い

ていたのに、四つを順番に読んでしまったため、聞かれていた皆さんの中には、1問飛ばしているなど誤解を招いてしまったことを深くおわび申し上げます。暑さのせいで私も頭の回転が悪くなっているということで御容赦いただければと思います。

今回いろいろ減少している点について、それなりに想像が付くけれども、増加しているところ、特に取組農業者団体が増加している点についての御説明まで、先ほどの小谷委員の質問の中で残った部分を補足していただきました。ありがとうございます。

それでは、その他委員の方からほかに御質問、御意見等があればお願いいたします。

犬伏委員、お願いします。

(委 員) 最後のスギ林198平方メートルというのは、これはとても分かりやすい数字だったと思いますが、これが例えば日本の全体のスギ林の何%とか、そんな数字になると、更にいかなと思います。

一方で、取組面積も、冒頭課長さんがおっしゃったように、9万ヘクタールに及んだということですが、日本全体の農耕地の中で何%なのかというような、ちょっと厳しい数字が出てきちゃうかもしれませんけれども、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局) 取組面積自体は2%程度になります。

すみません、スギ林の方については、ちょっと今、全国の面積を把握していないので、そこらはまたこちらで調べてお答えしたいと思います。後日ですね。

(委 員) どうぞよろしくお願いします。スギ林で花粉症を連想しちゃう人もいるので、針葉樹みたいな形にもうちょっとぼかした方がいいのかなという気もしました。これは余計なコメントです。

以上です。ありがとうございました。

(委 員) ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますか。

星野委員、お願いします。

(委 員) 御説明ありがとうございました。私も犬伏委員と同じことを聞こうと思ったので、続けてなんですけれども、やはり全国を取組自治体が52%とか半分というのは、すばらしい数字だと思うんですが、一方で、やっぱり耕地面積はそれに並べてというか、でもそれは全体の面積の何%というのも出した方が、情報共有としてはいいのかなと思いました。

全体の四百何万ヘクタールのうちの9万ヘクタールというのは、でも増えているということでは、しっかり出していくべきだと思いますし、これは全体的なコメントになっちゃいますけ

れども、みどりの食料システム戦略は、やっぱり2050年までに25%という大きなムーブメントを上げている中でのここですと、やっぱりみんなで位置を確認するためにも、それは有機農業だけですけども、一応確認していくという意味でも、全体の耕地面積との比較というのは大事なかなと思いましたので、今後そういったメンションも頂ければ有り難いかなと思いました。

以上です。

(委 員) ありがとうございます。

事務局の方、よろしいですか。

(事務局) 今頂いたコメントを、また次の資料作成とかにそちらを反映させていきたいと思えます。

(委 員) よろしくをお願いします。

(委 員) そうですね、星野委員からちょうど全体の話も出ましたので、今日の会議の全体を通して、どこの部分でも構わないので、御質問とか御意見とかがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委 員) そうしましたら、続けてよろしいですか。

(委 員) はい、どうぞ。

(委 員) 続けて星野です。

ありがとうございます。今の数字のこともそうなんですが、やっぱり今、昨今、気候変動のせいで本当に食料難とか農業がまづくなっているというのは、もう皆さん周知の状況ですし、選挙でも話題になったりとかするという状況なので、やっぱりそこを多くの人に共有していくいいチャンスだなと思えますし、農家の皆さんを応援するにもいい情報提供になるかなと思いますので、そういったお話は、ほかの会議等でも審議会とかでもあると思うんですが、ここでもそういったみんなで農業を環境保全型にしていくんだというような、そんな共有をできたらいいかなと思って発言させていただきました。

今度の気候変動COP30でもブラジルであるときでも、そこでもやはり生物多様性や農業も話題になるようなふうに聞いていますので、そこで日本がこんなに環境保全型農業を頑張っているというのも、機会があれば発信していただきたいと思えますし、そういった市民団体もあると聞いていますので、そういった情報も今後共有を皆さんとしていきたいと思いました。

以上です。

(委 員) ありがとうございます。

犬伏委員、お願いします。

(委 員) 正に今、例えば水不足で中干し延長じゃなくて、そもそも中干しがいつまでたっても終わらないような大変な状況もありますので、なかなかいろいろ言いにくい環境があるかもしれませんが、是非長い目で見て、こういうものが大事だということは続けて言っていたきたいと思います。

また、一方で、食料保障とかそういう点でも今、土壌の健康というのをちょうど先週、学術会議でありましたが、そういうふうな形で農業をいかに支えていくか、これを国民的な議論にどうやって持ち上げていくかということで、いろいろまた御相談したいこともありますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、やはり食べるということは非常に重要だということは、言い続けていく必要があるかなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

(委 員) ありがとうございました。

大久保委員、岡委員、いかがですか。全体的な、ちょうどいいタイミングですので、もし御意見等ございましたら。

(委 員) じゃ、私から先に。

今期は残念ながら2年間しかないということですがけれども、この2年間でこれまでやってきたことがしっかり取りまとめができればいいのかなと思って、それを引き続き次の制度にしっかり生かしていくというのは多分、今期の私たちに課せられた大きな課題かなと思っていますので、建設的な何か議論ができるように、引き続きいろんな情報を提供いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(委 員) ありがとうございます。

(委 員) もう私からは今まで皆さんがおっしゃった以外のことはありません。よろしくお願いいたします。

(委 員) 岡委員、ありがとうございました。

それでは、このほか事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局) すみません、事務局からですがけれども、先ほど犬伏先生の方から御発言がありました全国のスギ林のうちどれぐらいを占めるのかという御質問なんですけれども、スギの人工林の面積が441万ヘクタールとなっておりまして、先ほどのスギ林のCO₂吸収量に換算した場合に、大体1万9,800ヘクタールでございますので、大体0.45%となっております。

すみません、以上でございます。

(委 員) ありがとうございます。

(委 員) ほかによろしいでしょうかね。

事務局の方、よろしいですか。各委員からのコメントに対するものも含めて何かございましたらいかがでしょうか。特にないようでしたら、次に移ろうかと思います。

(事務局) ありがとうございます。事務局の方から御案内としては1点、資料8については掲載の方はさせていただいておりますが、今回時間の都合で資料配布のみとさせていただいておりますので、お知らせをさせていただきます。

もう最後になっていますので、今回御議論いただいた内容については、また頂いた宿題も含めて、また次回に向けて準備をしていきたいと思います。

次回については、進め方の資料の方にもありましたとおり、年明け2月、3月、年度末にはなりますが、その頃には一度こういった形で第三者委員会を開催させていただきたいと考えておりますので、また委員の皆様には日程調整の方を御協力いただけたらと考えておるところでございます。

事務的な御連絡については以上となります。

(委 員) ありがとうございます。各委員、皆さん10年間やってこられて、ある程度形が見えて、それを次の第3期、これは先ほど大久保委員が言われたとおり、2年半です。それからその次のステージにつなげるために今までできたこと、できないことを含めて、どういうふうにしていったらいいかということをよく総括し、次につながることをしっかりやっていければいいかなと思います。

それでは、今日は本当に円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございます。私の方が暑さで少しぼけていたところがありますが、御容赦いただければと思います。

それでは、これで事務局の方にお返ししたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

(事務局) 三石委員長、大変ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見を出していただき、誠にありがとうございます。今後の環境直接支払制度の次のステージに向けて反映させていきたいと思っております。委員の皆様には、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の委員会はこれで閉会にさせていただきます。ありがとうございます。

午後4時49分 閉会